

○学校法人創価大学コンプライアンス推進規程

令和7年1月23日規程第572号

（目的）

第1条 この規程は、学校法人創価大学（以下「本学」という。）のコンプライアンスをより一層推進するための体制の整備に必要な事項を定めることにより、本学の適正かつ公正な業務運営の確保及び社会的信頼の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「役職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1） 本学の理事長、理事、監事、評議員

（2） 本学に勤務する教職員等で、本学と雇用関係にある者

2 この規程において、「コンプライアンス」とは、役職員等が、確固たる倫理観をもって本学の業務を遂行する組織風土を高めて適正かつ公正に本学の業務を遂行するため、法令及び寄附行為その他の本学の諸規程を遵守することをいう。

3 「法令」には、法律、法律に基づく政令及び省令のほか、行政機関の告示、指針、通知・通達等を含むものとする。

4 「規程」には、基本方針、規則、規程、細則、内規、要綱、倫理綱領及びマニュアルその他の名称を問わず、本学が文書により定めた規範を含むものとする。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、本学においてコンプライアンスの推進が図られるよう、役職員等に対し啓発、研修を実施する等、コンプライアンスの推進のための体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

（役職員等の責務）

第4条 役職員等は、本学の構成員として、その使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識をもって、常に適正かつ公正に業務及び職務を遂行しなければならない。

2 役職員等は、本学の業務及び職務の執行に関し、法令及び寄附行為その他の本学の諸規程に違反する行為（以下「コンプライアンス違反」という。）を行ってはならない。

3 役職員等は、本学に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規則・規程に反する行為等を発見したときは、直ちに理事長及び常勤監事に報告するものとする。

（コンプライアンス推進委員会の設置）

第5条 理事長は第3条に定める責務を果たすため、次に掲げる事項を審議するコンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1） コンプライアンスを推進し管理する体制を整備すること。

（2） 不正行為の防止及び再発防止等に関わる役職員等への研修、教育及び啓発計画を立案し、実施すること。

（3） コンプライアンス違反が認められた事案について、速やかに常任理事会に報告し、迅速に対応する措置を講じること。

（4） コンプライアンス違反事案を検証し、不正行為の防止及び再発防止策を立案し実行すること。

（5） この規程を含むコンプライアンスに関する規程全体の運用状況を点検、見直し、コンプライアンスに関する規程体系を整備すること。

（6） その他必要な事項

2 委員会の委員長を理事長とし、委員は次に掲げる者とする。

（1） 創価大学学長及び創価女子短期大学学長

（2） ガバナンス担当理事

（3） 本部事務局長並びに大学事務局長

（4） 不正行為防止及び研究倫理教育統括管理責任者

（5） 公的研究費統括管理責任者

- (6) キャンパス・ハラスメント対策室長
- (7) 企画部長
- (8) 総務部長
- (9) 内部監査室長
- (10) その他、理事長が委嘱した者

- 3 前項10号委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員会には、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 7 委員会は、委員会の開催場所、日時、出席者、審議事項、審議結果その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

(別に定めるコンプライアンスとの関係)

第6条 コンプライアンスのうち、キャンパス・ハラスメントの防止、個人情報の保護、不正な研究活動の防止、公的研究費の適正管理、研究費不正の防止、公益通報者の保護及び処理等、本学の規程においてその対応が定められているものは、当該規程に則って対応するものとする。

(相談・通報等窓口)

第7条 役職員等及び在学生その他の利害関係人は、本学のコンプライアンスに関して相談又はコンプライアンス違反があると思料する場合には、本学に、相談又は通報（以下「通報等」という。）することができる。

- 2 コンプライアンス違反に係る通報等を行う者は、誠意をもって客観的かつ合理的な根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷その他の不正の目的で行ってはならない。また、他人の正当な利益を害することのないよう努めなければならない。
- 3 第1項の通報等を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」という。）は、内部監査室とする。
- 4 「学校法人創価大学における公益通報に関する規程」に定める公益通報者保護法の対象とならない通報等による通報事実の調査及び通報者の保護等については、第8条から第13条の定めるところによる。

(コンプライアンス通報処理委員会)

第8条 本学は、「学校法人創価大学における公益通報に関する規程」に定める公益通報者保護法の対象とならない通報があった場合の措置について審議するため、コンプライアンス通報処理委員会（以下、「通報処理委員会」という。）を設置する。

- 2 通報処理委員会は、次の通報処理委員をもって構成する。
 - (1) ガバナンス担当理事
 - (2) 本部事務局長及び大学事務局長
 - (3) 総務部長
 - (4) 内部監査室長
 - (5) 総務課長
 - (6) 常任理事会が委嘱した者
- 3 前項第6号通報処理委員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。
- 4 コンプライアンス通報処理委員長（以下、「通報処理委員長」という。）は、前項第1号の通報処理委員をもって充て、議長として通報処理委員会の議事を運営する。
- 5 通報処理委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立とする。
- 6 通報処理委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 通報処理委員長が必要と認めた場合は、通報処理委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 8 通報処理委員が通報対象事実の調査の対象となる場合は、通報処理委員会に出席することができない。

(通報処理委員会の審議事項)

第9条 通報処理委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 通報者の保護に関する事項

- (2) 当該通報の受理又は不受理に関する事項
 - (3) 通報対象事実の調査実施の有無に関する事項
 - (4) 通報対象事実の調査及び事実認定に関する事項
 - (5) 通報対象事実認定後の事後措置に関する事項
 - (6) その他必要な事項
- (通報事実に関する調査)

第10条 通報窓口担当者は、当該通報等が不正、不当の目的であると認められるとき及び通報事実がコンプライアンス違反に該当しないものであると認められるときを除いて、速やかに理事長、常勤監事及び通報処理委員長に報告し、対応する。

2 通報処理委員長は前項の通報事実の調査が必要と認められる時は、通報処理委員会を開催し、対応する。

3 通報処理委員会は、必要に応じて調査委員会を設置し、当該コンプライアンス通報の通報対象事実の内容について調査を行うことができる。

4 調査委員会の構成員は、通報処理委員会において本学教職員の中からその都度選任し、常任理事会の承認を得なければならない。

5 調査委員会の構成員には、その通報内容に応じて、学外の弁護士や公認会計士等を選任することができる。

6 調査の実施にあたっては、コンプライアンス通報者の秘密を守るため、コンプライアンス通報者が特定されないよう調査方法に十分配慮しなければならない。

7 本学の教職員等は、コンプライアンス違反に関する調査に協力しなければならない。この場合において、コンプライアンス違反に関する調査に協力した者は、その調査に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

8 通報処理委員長は、第3項により調査をした内容を委員会へ報告するものとする。
(是正措置等)

第11条 委員会は、通報処理委員会からの報告の結果、コンプライアンス違反の事実があると認めた場合には、直ちに当該コンプライアンス違反の中止その他是正のために必要な措置、法令及び規程に基づく措置、再発防止のために必要な措置その他適当な措置を執らなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 本学はコンプライアンスに関して通報等(不当、不正な通報を除く。)をしたこと又はコンプライアンス違反に関する調査に協力したことを理由に、当該通報者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(通報者等情報の取扱い)

第13条 委員会、通報処理委員会並びに通報窓口及び調査の業務に関与した者は、通報者等の氏名その他の通報者を識別することができる情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(懲戒処分等)

第14条 本学は、コンプライアンス違反を行った者及びこの規程に定める義務に違反した者に対して、本学就業規則等に従って懲戒処分等を行うものとする。

(コンプライアンスのための教育)

第15条 委員会は、役職員等に対してリスク管理を含むコンプライアンスに関する正しい知識を付与し、意識の向上を図ることを目的として、日常的な意識啓発を行うとともに、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施するものとする。

(点検・改善)

第16条 委員会は、コンプライアンスを推進し、管理する体制を定期的に点検し、当該体制の整備及び強化に必要な改善を図るものとする。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は企画広報課が担当する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。